

## 大津市立児童クラブ間食提供業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、大津市立児童クラブ間食提供業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

大津市立児童クラブ間食提供業務

#### (2) 業務内容

大津市立児童クラブ間食提供業務仕様書（以下「仕様書」という。）の内容に基づき次に掲げる業務を実施するものとする。

#### (3) 提供日数

295日（令和8年度提供見込日数）

#### (4) 1日あたりの平均提供食数（令和6年度実績）

平日（月曜日～金曜日）：3, 401食

土曜日：520食

#### (5) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※契約更新は2回まで行うことができ、履行期間は最長の場合、3年間となる。

### 3 予算額（予定）

本事業に係る間食提供の単価を児童1人あたり月額3, 500円（消費税額及び地方消費税額を含む）とし、当該月の委託料は、当該月の1日時点の児童数に単価を乗じた額とする。

また、お茶（約1.8リットル分のティーパックを使用する場合、50パック／袋）については単価の上限を1袋あたり690円（消費税額及び地方消費税額を含む）とし、当該月の委託料は、各単価に提供した数量を乗じた額とする。

なお、熱中症対策物品（スポーツドリンク、ポリエチレン詰め清涼飲料及び塩あめ）については、総額2, 428, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

### 4 実施形式

公募型

### 5 スケジュール（予定）

令和8年1月16日（金） 公募開始

令和8年1月23日（金） 質疑受付締切

令和8年1月26日（月） 質疑に対する回答（予定）

令和8年1月29日（木）	参加申込書等の提出締切
令和8年2月 2日（月）	一次審査結果通知
令和8年2月 5日（木）	企画提案書の提出締切
令和8年2月10日（火）	二次審査（プレゼンテーション審査）（予定）
令和8年2月12日（木）	二次審査結果通知

## 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

### ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 本店、支店又は営業所のいずれかが大津市内に存する者であること。
- (9) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している又は加入の申込みをしている者であること。

## 7 質疑・応答

### (1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールで提出すること。

- ※ 件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、会社名」を入力すること。
- ※ メール送信後、必ず電話にて送信した旨を伝え、児童クラブ課で受信したこと確認すること。
- ※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和8年1月23日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

送信先：大津市こども未来部児童クラブ課

メールアドレス：otsu1430@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は電子メールにて送信するとともに、本市ホームページに掲載する。回答日は令和8年1月26日（月）（予定）

## 8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- |   |    |
|---|----|
| ア 参加申込書（様式第2号）  | 1部 |
| イ 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書（様式第3号）  | 1部 |
| ウ 会社概要（様式第4号）   | 1部 |
| エ 價格見積書（1）及び（2）（様式第5号）  | 1部 |
| オ 営業許可証の写し  | 1部 |
| カ 生産物賠償責任保険加入者証の写し又は加入申込書の写し  | 1部 |
| キ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類   |    |
| （ア）直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの） |    |
| （イ）法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し                     |    |

(2) 提出期間及び時間

令和8年1月16日（金）から令和8年1月29日（木）まで

上記期間中の（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、令和8年1月29日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館1階

## 大津市こども未来部児童クラブ課

### 9 企画提案書の提出

大津市立児童クラブ間食提供業務企画提案書作成要領による

### 10 審査方法

#### (1) 1次審査：書類審査

参加申込者から提出された企画提案書以外の書類について書類審査を実施したうえで2次審査の対象とする。

1次審査の結果通知は、令和8年2月2日（月）（予定）に電子メールで通知する。

#### (2) 2次審査：プレゼンテーション及びヒアリング

参加申込者から提出された企画提案書について、大津市立児童クラブ間食提供業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

##### (ア) 審査日

令和8年2月10日（火）（予定）

なお、参加申込者が多数の場合は令和8年2月9日（月）とあわせて2日間で審査を行う。

(イ) 実施場所、時間、会場等は、1次審査の結果通知に記載する。

##### (ウ) 審査方法

企画提案書の書類審査及びプレゼンテーションにより行う。

a 提案時間 20分以内

b 質疑応答 20分以内

c 参加人数 3人以内

※ 参加申込時にプレゼンテーションの方法を報告すること。電子データを使用してプレゼンテーションを行う場合は、パソコン等は事業者で持参すること（プロジェクター、スクリーンは大津市が用意する。）。

### 11 審査基準

主な審査基準については別紙を参照すること。

### 12 候補者の決定について

審査基準の各項目について提案に基づき審査し、各委員の合計点が、各参加申込者中、最高点であった者を最優秀提案者とし、この結果を基に大津市立児童クラブ間食提供業務プロポーザル審査委員会において、候補者を決定する。

ただし、最優秀提案者であっても、各委員の合計点が500点中300点未満の場合は、候補者としない。

### 13 審査結果

(1) 通知方法 プrezentation審査を受けた全ての提案者に電子メールで通知する。

(2) 通知時期 令和8年2月12日（木）（予定）

#### 1 4 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

#### 1 5 契約の更新

この契約は、委託業務の履行期間の満了する日から起算して90日前の日までに委託者及び受託者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、更に1年間、更新するものとする。その更新は2回を限度とする。

#### 1 6 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

#### 1 7 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

#### 1 8 その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるとときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

- (3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件に係る契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

(8) 本件に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3の規定に基づく長期継続契約であり、第15項の規定にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る大津市の歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

1.9 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市こども未来部児童クラブ課 電話 077-528-2776

担当：衣川

## 別紙 審査基準

大項目	小項目	評価基準	項目配点
基本方針	業務目的	夕食までの補食と児童クラブにおける活動の楽しみの一つとしている、本市の間食提供に対する理解度	10
献立表の作成	献立表例	1日児童1人あたり2品程度(合計150～200キロカロリー)かつ月2回以上はお楽しみメニュー(季節ごとの旬の食材や行事食等)が入っているか 児童の楽しみの一つとして創意工夫された献立表となっているか 同品目が連続せず、全体的にバランスが取れているか	30
	食物アレルギーを有する児童用食に対する献立	食物アレルギーを有する児童用の献立について、他の児童と一緒に楽しめるような代替食の提案ができるか	
間食の調達	児童の楽しみに配慮した間食	季節の食材や行事食を取り入れるなど食育の観点を踏まえつつ、提案のコンセプトが児童の食べる楽しみに配慮し、創意工夫されているか	25
	食材、食品添加物等の考え方	食品の産地が明確であり安全性が担保された商品の調達が明確であるか	
配送・回収	配送・回収体制	市内40か所の児童クラブを円滑に回れる体制であり、納品及び回収頻度も適切か	10
苦情処理体制	体制整備	間食提供に関する苦情に対して、迅速に対応できる体制が整備されているか	5
危機管理	事故未然防止及び発生時対応 (1)食中毒 (2)異物混入 (3)遅配 (4)アレルギー事故 (5)その他	マニュアル等が整備されており、未然防止策及び事故発生時の対策が適切であるか	5
価格	間食単価	単価に占める材料費の割合で評価する	15
	お茶及び熱中症対策物品単価	お茶、スポーツドリンク（2サイズ）、ポリエチレン詰め清涼飲料、塩あめの各単価の合計金額で評価する	
			100

【様式第1号】

## 大津市立児童クラブ間食提供業務 公募型プロポーザルに係る質問書

※プロポーザルに係る質問がある場合は、この様式をダウンロードし、質問書を作成してください。

※質問書は、E-mailにより送信（送信後、送信した旨、要電話）してください。

※回答は、大津市ホームページ上（ホーム>事業者向け>入札・契約>プロポーザル）に「【質問書に対する回答】児童クラブ課：大津市立児童クラブ間食提供業務」として掲載します。（質問が無い場合は掲載しません。）

送信先：大津市こども未来部児童クラブ課

E-mail : otsu1430@city.otsu.lg.jp

TEL : 077-528-2776

[提出日]

令和 年 月 日

[宛先]

大津市長

[質問者]

商号又は名称 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

下記のとおり質問します。

記

番号	質問に関する事項の記載箇所 (仕様書の頁等)	質問事項
1		
2		
3		
4		
5		

※質問が収まらない場合は、適宜、行を追加してください。

【様式第2号】

令和 年 月 日

(宛先)  
大津市長

申込者 所在地  
名 称  
代表者職氏名

印

参 加 申 込 書

大津市立児童クラブ間食提供業務公募型プロポーザルについて、下記のとおり参加を申込みます。  
また、申込みにあたり、実施公告に記載された当該案件の参加資格をすべて満たしていること及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 業務名 大津市立児童クラブ間食提供業務

2 添付書類

- (1) 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書（様式第3号）
- (2) 会社概要（様式第4号）
- (3) 価格見積書（1）及び（2）（様式第5号）
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 生産物賠償責任保険加入者証の写し又は加入申込書の写し
- (6) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類
  - (a) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）
  - (b) 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

3 この参加申込みに係る担当者の連絡先

所属	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

【様式第3号】

暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

(宛先)  
大津市長

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

[代表者の生年月日・性別]

生年月日

年 月 日 性別(男・女)

私は、大津市立児童クラブ間食提供業務に係るプロポーザルの参加にあたり、下記の項目の要件に該当しないことを誓約するとともに、下記に該当するか否かに関し、大津市が滋賀県警察本部に必要な照会をすることについて承諾します。

なお、申請後において、該当していることが判明したとき及び該当する事態になったときは、速やかに貴職宛申し出るとともに、大津市立児童クラブ間食提供業務を取り消されることがあつても、何ら異議のないことを誓約します。

記

- 1 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

## 【様式第4号】

**会社概要**

会社名			
本社所在地	〒		
代表者氏名			
資本金			
設立年月日		主たる業種	
事業内容			
配送車両数	台		
従業員数	総従業員数人 内管理栄養士 栄養士 調理師	人 人 人 人	(正規従業員数 人、臨時従業員数 人)
大津市内の 事業所 営業所・支店等	【名称】	【所在地】	
現在加入してい る賠償責任保険 の内容	内容、金額等を具体的に明記してください。(別紙でも可) ①生産物賠償責任保険の補償の限度額 ( 円) ②その他の補償の内容 ( )		

## 【記載要領】

- 1 当該様式には簡潔に記入するものとし、必要に応じて、別紙を作成すること。
- 2 企画提案業務に関連する事業者が複数社ある場合は、当該事業者の会社概要も提出すること。
- 3 会社の概要についてパンフレット等があれば、この様式に添付すること。

【様式第5号-1】

## 価格見積書（1）

令和 年 月 日

業務名称 大津市立児童クラブ間食提供業務

所在地

名 称

間食の提供児童1人あたり月額

見積金額 3,500円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

項目	金額	内訳
材料費		
人件費		
光熱水費及び消耗品他		
配送費		
運営管理費		
その他経費		
合計 (児童1人あたり月額)	3,500円	

【様式第5号-2】

## 価格見積書（2）

令和 年 月 日

業務名称 大津市立児童クラブ間食提供業務

所在地

名 称

お茶パック 1袋（50パック入）あたり単価

見積金額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

【熱中症対策】

スポーツドリンク（ペットボトル2リットル）1本あたり単価

見積金額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

スポーツドリンク（ペットボトル500ミリリットル）1本あたり単価

見積金額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ポリエチレン詰め清涼飲料（果汁100%、冷凍可）1袋（10本入）あたり単価

見積金額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

塩あめ1パック（60グラム以上：個包装）あたり単価

見積金額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）